

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年2月13日

**【四半期会計期間】** 第33期第2四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

**【会社名】** 石山Gateway Holdings株式会社

**【英訳名】** Ishiyama Gateway Holdings Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 武井 暁郎

**【本店の所在の場所】** 東京都港区新橋四丁目30番6号

**【電話番号】** 03(5425)7421(代表)

**【事務連絡者氏名】** 業務管理本部 マネージャー 佐藤 隆太

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区新橋四丁目30番6号

**【電話番号】** 03(5425)7421

**【事務連絡者氏名】** 業務管理本部 マネージャー 佐藤 隆太

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第2四半期 連結累計期間	第33期 第2四半期 連結累計期間	第32期
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日
売上高 (千円)	956,100	1,604,203	3,081,166
経常損失( ) (千円)	181,335	595,190	371,865
四半期(当期)純損失( ) (千円)	234,016	1,401,303	495,186
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	231,232	1,400,506	496,374
純資産額 (千円)	324,532	823,879	56,474
総資産額 (千円)	1,943,860	2,705,963	1,983,050
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	6.44	22.72	13.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	15.4	29.5	1.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	128,911	1,376,493	94,344
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,493	924,685	35,591
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	76,712	2,289,486	61,237
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	219,094	401,614	412,692

回次	第32期 第2四半期 連結会計期間	第33期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (円)	2.50	5.59

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 当社は平成25年8月30日開催の取締役会決議及び平成25年9月27日開催の第31回定時株主総会決議により、平成25年10月23日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用致しました。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当企業グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

第2四半期連結累計期間において、GW電力(株)は解散したため連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間において、(株)GW福祉農場および東京電装(株)は株式の売却により連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間に取得した合同会社ベストパワーリアルエステートは支配力基準により実質的に支配していると認められることから、連結の範囲に含めております。

第2四半期連結会計期間において、東京電装(株)の株式を売却したことに伴い、大健電装機電(杭州)有限公司を持分法適用の範囲から除外しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象が発生しております。

#### (1) 証券取引等監視委員会による調査について

当社は、平成26年10月29日より、金融商品取引法違反（有価証券報告書等の虚偽記載）の嫌疑により証券取引等監視委員会の強制調査を受けており、現在も継続中であります。当社は当該調査に積極的に協力するとともに、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会の調査結果を踏まえ、必要な決算訂正を行いました。

しかし、証券取引等監視委員会の調査結果その他今後の動向によっては財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 発電機売買等に関する決算訂正に関するリスク

当社は、前連結会計年度（第32期）に行われた発電機売買等に関する決算訂正により、当社の対外的な信用が悪化した場合には、当企業グループの業績及び財政状況に悪影響を与える可能性があります。現段階で見積り可能な損失負担額について損失計上しておりますが、今後、利害関係者等から損害賠償等を求められた場合などには、当企業グループの業績及び財政状況に悪影響を与える可能性があります。また、今後、他の調査機関等による調査も受ける可能性があり、その調査結果によっては、当社企業グループの業績および財務状況に影響を受ける可能性があります。当社といたしましては、内部管理体制の早期改善と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいり所存であります。また、当社は平成27年1月28日付「特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」に公表のとおり平成27年1月29日付で当社株式は特設注意市場銘柄に指定されており、今後の株式会社東京証券取引所の審査や当社の内部管理体制の改善状況次第では上場廃止のリスクもあります。

#### (3) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象

当社は、過去の決算について平成26年10月29日以降、金融商品取引法違反の嫌疑により証券取引等監視委員会の強制調査を受けており、その実態調査を進め早期に自主訂正を行うため、平成26年11月7日に第三者委員会を設置し、第三者委員会による調査結果を踏まえ、過年度決算を訂正しており、当第2四半期連結累計期間においても、重要な営業損失、経常損失を計上し、決算訂正に関連した多額の損失計上もあり、重要な四半期純損失を計上しております。

このような状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策は、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（5）事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当企業グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費など国内民間需要の一部に弱い動きも見られましたものの、政府の経済政策および日銀の金融緩和の効果을背景にして景気は穏やかな回復基調で推移致しました。

このような環境下、当企業グループは、既存事業の販路拡大による安定収益の確保、新規事業の推進、管理部門の体制強化に取り組んでまいりました。当第2四半期連結累計期間における当企業グループの経営成績は次のとおりであります。

既存事業については、(株)東京マスターズによる業務渡航手配業務及び(株)GWリアルエステートM&Aによるマンション販売が好調に推移致しました。また、当企業グループの新たな事業として、再生可能エネルギー販売に向けての体制構築に努めました。これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,604百万円（対前年同期比67.8%増）、営業損失は522百万円（同362百万円悪化）、経常損失は595百万円（同413百万円悪化）、四半期純損失は1,401百万円（同1,167百万円悪化）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。なお、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、前第4四半期連結会計期間より報告セグメントの区分方法を変更しております。

#### メーカー事業

メーカー事業では、(株)GW長岡製作所及び東京電装(株)が当該セグメントに区分されております。

(株)GW長岡製作所は、自動車関連部品などを受注・生産・販売しており、東京電装(株)は、電気照明器具製造及び同卸売業を営んでおります。当第2四半期連結累計期間においては、(株)GW長岡製作所及び東京電装(株)において、主要得意先からの受注が減少したこと等により、売上は低調に推移致しました。その結果、売上高は310百万円（対前年同期比260百万円減）、営業損失は58百万円（同40百万円悪化）となりました。なお、当第2四半期連結会計期間において東京電装(株)は株式の売却により連結の範囲から除外しております。

#### 不動産事業

不動産事業では、(株)GWリアルエステートM&A、(同)ベストパワーリアルエステートが当該セグメントに区分されております。

(株)GWリアルエステートM&Aは、主に不動産の売買及び仲介を行っております。当第2四半期連結累計期間においては、マンション販売件数は堅調に推移しましたが、値引等により売上総利益が悪化し、また、物件取得に係る諸経費が発生したことから販売管理費が増加しました。その結果、売上高は165百万円（対前年同期比110百万円増）と増加したものの、営業損失は106百万円（同105百万円悪化）となりました。

#### トラベル事業

トラベル事業では、Sky Express Hawaii, Inc.、(株)東京マスターズが当該セグメントに区分されております。

Sky Express Hawaii, Inc.は、業務提携契約を締結している(株)リージェンシーツアーズが販売するオプションツアーに対する、現地のホテル、イベント企業、交通機関、物産店等の手配業務を行っております。(株)東京マスターズは、業務渡航手配業務、損害保険代理業、在日外国人向け国内旅行斡旋等を行っております。当第2四半期連結累計期間においては、前第2四半期連結会計期間に新たに連結子会社化した(株)東京マスターズによる業務渡航手配業務による売上が堅調に推移致しました。結果、売上高は870百万円（対前年同期比782百万円増）、営業損失は10百万円（同4百万円悪化）となりました。

#### アパレル事業

アパレル事業では、(株)マーファス、(株)アルファピュー及び石山Gateway Holdings(株)が当該セグメントに区分されております。

(株)マーファスでは、婦人向け衣料品の販売、卸売業を行っております。当第2四半期連結累計期間においては、天候不順による催事での販売不振等により、業績は低調に推移しました。また、石山Gateway Holdings(株)においての衣料品販売業務による売上を計上したことから売上高は210百万円（対前年同期比0百万円減）となりましたが、一部の債権の回収可能性に懸念が生じたことにより貸倒引当金を計上したことにより営業損失は93百万円（同98百万円悪化）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は2,705百万円であり前連結会計年度より722百万円増加しております。また、負債は44百万円減少し1,882百万円となり、純資産は767百万円増加し823百万円となっております。これは主に四

半期純損失1,401百万円計上したこと及び新株予約権の行使により資本金、資本剰余金がそれぞれ1,068百万円増加したことによるものであります。

今後、当企業グループは、グループ全体での資産回転率の向上等に努め、より強固な財務基盤の構築を図ってまいります。

### (3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当企業グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はございません。

### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において研究開発費の計上はございません。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はございません。

### (5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、過去の決算について平成26年10月29日以降、金融商品取引法違反の嫌疑で証券取引等監視委員会の強制調査を受けております。当社では、その実態調査を進め早期に自主訂正を行うため、平成26年11月7日に第三者委員会を設置し、第三者委員会による調査結果を踏まえ、過年度決算を訂正致しました。当第2四半期連結累計期間においても、重要な営業損失、経常損失を計上し、決算訂正に関連した多額な損失計上もあり、重要な四半期純損失を計上しております。

このような状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社といたしましては、内部管理体制の早期改善と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいり所存であり、当第2四半期連結累計期間に当社第7回新株予約権の発行及び権利行使により調達した2,137百万円の資金により、引き続き事業を推し進めるとともに、業務運営の改善や新規事業計画の見直し、事業の再構築等を検討し、より収益性の高い事業への進出を図ってまいります。

既存事業につきましては、不動産事業において連結子会社である(株)GWリアルエステートM&Aにおいて協力会社との関係をより深め、販売体制の強化を図り、不動産売買による売上の拡大を見込んでおります。また、トラベル事業及びアパレル事業につきましては、これまでの継続的かつ安定した取引先に加え、新たな仕入先の開拓や販路拡大を通して利益率の改善を図ってまいります。

しかしながら、現時点ではこれらの計画は途上であり、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当第2四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	72,934,714	72,934,714	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は100株であります。
計	72,934,714	72,934,714		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### (ストックオプション割当てについて)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年9月17日
新株予約権の数(個)	67,800(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,780,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	104
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格155 資本組入額(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

###### (注)1. 本新株予約権の内容

###### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式6,780,000株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。但し、上記「本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記「本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数」に定める本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年9月16日の東京証券取引所における普通取引の終値である金104円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割(基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。)が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成27年2月15日から平成29年2月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。



#### (5) 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (6) 本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の及びのいずれの条件にも合致している場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年6月期以降の四半期会計期間における四半期報告書（有価証券報告書を含む。以下同じ。）に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、各四半期会計期間の売上高が25億円を超過している場合にのみ、翌四半期会計期間における決算報告書を提出するまでの間、本新株予約権を行使することができる。また、各四半期会計期間における売上高が25億円を超過していない場合、翌四半期会計期間における四半期報告書を開示するまでの間、本新株予約権を行使することができない。

平成26年10月3日から平成29年2月14日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも150円を超えた場合（但し、上記「(2) 本新株予約権の行使際して出資される財産の価額及び算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

#### (7) 本新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(6) 本新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

### 2. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「(注)1.(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「注1(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「(注)1.(3)本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「(注)1.(3)本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(注)1.(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「(注)1.(6)本新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「(注)1.(7)本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年11月1日		72,934,714	1,280,712	1,487,311	478,106	1,068,564

(注)会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものです。また、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の全額を減少して減少する金額をその他資本剰余金及びその他利益剰余金にそれぞれ振り替え、会社法第452条の規定に基づき、振り替え後のその他資本剰余金及び利益剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたものです。

## (6) 【大株主の状況】

平成26年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
石山 久男	山梨県中巨摩郡昭和町	8,555,600	11.73
吉田 原	東京都町田市	2,919,400	4.00
三木 隆一	東京都目黒区	2,200,000	3.02
株式会社グローバル・ウェルネス	東京都港区新橋4-30-6	1,334,200	1.83
村山 一憲	東京都大田区	1,250,000	1.71
久田 庸平	愛知県安城市	900,000	1.23
横関 陽子	東京都文京区	380,000	0.52
山本 一良	東京都立川市	370,100	0.51
佐藤 栄作	山形県東田川郡	370,000	0.51
有限会社ゼル	静岡県浜松市中区佐鳴台3-53-19	336,600	0.46
計		18,615,900	25.52

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 98,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,835,500	728,355	
単元未満株式	1,014		
発行済株式総数	72,934,714		
総株主の議決権		728,355	

## 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 石山Gateway Holdings 株 式会社	東京都港区新橋4-30-6	98,200		98,200	0.13
計		98,200		98,200	0.13

## 2 【役員の状況】

## (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		佐藤 均	平成26年11月5日

## (2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	取締役	武井 暁郎	平成26年12月15日
取締役	代表取締役社長	三木 隆一	平成26年12月15日

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年7月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第32期連結会計年度 東京中央監査法人

第33期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間 監査法人アリア

また、当社は、前第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書及び前連結会計年度に係る有価証券報告書の訂正報告書を平成26年12月15日に提出しており、当該四半期連結財務諸表及び連結財務諸表についても、監査法人アリアによる四半期レビュー・監査を受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	474,397	449,114
受取手形及び売掛金	303,462	476,360
商品及び製品	121,422	60,535
仕掛品	8,381	23,735
原材料及び貯蔵品	66,525	5,821
販売用不動産	34,200	75,500
短期貸付金	96,714	240,149
未収入金	9,771	8,805
その他	<sup>3</sup> 111,639	150,597
貸倒引当金	<sup>3</sup> 95,735	274,291
流動資産合計	1,130,778	1,216,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	387,871	648,258
減価償却累計額	<sup>2</sup> 376,670	<sup>2</sup> 290,174
建物及び構築物(純額)	11,201	358,084
機械装置及び運搬具	67,681	47,760
減価償却累計額	<sup>2</sup> 62,050	<sup>2</sup> 45,614
機械装置及び運搬具(純額)	5,631	2,146
工具、器具及び備品	480,232	35,694
減価償却累計額	<sup>2</sup> 477,593	<sup>2</sup> 34,132
工具、器具及び備品(純額)	2,638	1,561
土地	454,827	348,842
建設仮勘定		232,464
有形固定資産合計	474,298	943,098
無形固定資産		
のれん	120,991	25,280
その他	2,088	1,567
無形固定資産合計	123,079	26,847
投資その他の資産		
投資有価証券	24,951	18,916
関係会社株式	42,558	
出資金	290	5,230
長期貸付金	38,543	36,743
長期未収入金	30,086	<sup>3</sup> 662,189
破産更生債権等	53,559	53,559
敷金及び保証金	67,844	34,894
繰延税金資産	6,506	6,506
その他	69,474	91,312
貸倒引当金	96,761	<sup>3</sup> 438,409
投資その他の資産合計	237,051	470,941
固定資産合計	834,429	1,440,888
繰延資産		
新株予約権発行費	17,842	48,746
繰延資産合計	17,842	48,746
資産合計	1,983,050	2,705,963
<b>負債の部</b>		
流動負債		

支払手形及び買掛金	289,006	237,824
短期借入金	581,461	130,479
1年内返済予定の長期借入金	121,658	86,698
未払金	91,588	104,925
未払法人税等	14,778	4,376
前受金	8,068	23,493
預り金	3 335,747	3 335,826
課徴金等引当金		3 190,951
訴訟損失引当金		56,456
その他	25,824	9,198
<b>流動負債合計</b>	<b>1,468,134</b>	<b>1,180,231</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	410,442	675,267
役員退職慰労引当金	15,000	15,000
退職給付に係る負債	32,999	11,584
<b>固定負債合計</b>	<b>458,441</b>	<b>701,852</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,926,575</b>	<b>1,882,084</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,699,458	1,487,311
資本剰余金	826,002	1,068,564
利益剰余金	2,474,017	1,736,444
自己株式	19,801	19,801
<b>株主資本合計</b>	<b>31,643</b>	<b>799,629</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	503	1,902
為替換算調整勘定	920	682
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>1,423</b>	<b>1,220</b>
新株予約権	-	10,509
少数株主持分	23,408	14,960
<b>純資産合計</b>	<b>56,474</b>	<b>823,879</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,983,050</b>	<b>2,705,963</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
売上高	956,100	1,604,203
売上原価	835,174	1,413,273
売上総利益	120,925	190,930
販売費及び一般管理費	281,694	713,857
営業損失( )	160,769	522,927
営業外収益		
受取利息	481	691
物品売却益	4,715	218
貸倒引当金戻入額	3,412	
受取給付金	1,197	
その他	3,882	10,232
営業外収益合計	13,690	11,142
営業外費用		
支払利息	14,744	14,763
支払手数料	5,785	47,000
持分法による投資損失	9,144	8,130
その他	4,581	13,511
営業外費用合計	34,256	83,405
経常損失( )	181,335	595,190
特別利益		
新株予約権戻入益	86	-
子会社株式売却益	-	75,252
特別利益合計	86	75,252
特別損失		
減損損失	-	132,364
貸倒引当金繰入額	53,000	387,023
課徴金等引当金繰入額	-	303,713
訴訟損失引当金繰入額	-	56,456
特別損失合計	53,000	879,557
税金等調整前四半期純損失( )	234,249	1,399,495
法人税、住民税及び事業税	1,468	1,237
法人税等合計	1,468	1,237
少数株主損益調整前四半期純損失( )	235,717	1,400,733
少数株主利益又は少数株主損失( )	1,701	569
四半期純損失( )	234,016	1,401,303



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	235,717	1,400,733
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	454	464
為替換算調整勘定	358	7,195
持分法適用会社に対する持分相当額	4,581	6,957
その他の包括利益合計	4,484	226
四半期包括利益	231,232	1,400,506
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	229,531	1,400,255
少数株主に係る四半期包括利益	1,701	250

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	234,249	1,399,495
減価償却費	7,464	5,406
のれん償却額	6,098	8,701
貸倒引当金の増減額( は減少)	49,542	520,203
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,313	821
受取利息及び受取配当金	484	729
支払利息	14,744	14,763
為替差損益( は益)	144	614
新株予約権戻入益	86	-
売上債権の増減額( は増加)	8,165	234,265
たな卸資産の増減額( は増加)	2,607	44
仕入債務の増減額( は減少)	78,321	67,933
未払金の増減額( は減少)	9,852	25,837
未払消費税等の増減額( は減少)	2,186	79,974
その他	47,857	280,596
小計	109,526	1,353,606
利息及び配当金の受取額	272	840
利息の支払額	13,998	14,736
法人税等の支払額	5,659	8,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	128,911	1,376,493
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	14,205	6,600
定期預金の払戻による収入	10,000	-
有形固定資産の取得による支出	257	832,002
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	26,845	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	32,669
子会社株式の追加取得による支出	1,559	1,950
投資有価証券の取得による支出	2,180	-
貸付けによる支出	8,800	54,272
貸付金の回収による収入	8,850	3,277
保険積立金の積立による支出	632	-
保険積立金の解約による収入	15,505	532
その他	1,370	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,493	924,685
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	21,827	223,299
長期借入れによる収入	138,200	462,000
長期借入金の返済による支出	128,436	58,658
新株予約権の発行による収入	-	10,509
新株予約権の行使による株式の発行による収入	45,122	2,137,128
新株予約権の発行による支出	-	38,193
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,712	2,289,486
現金及び現金同等物に係る換算差額	503	614
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	73,188	11,077
現金及び現金同等物の期首残高	292,282	412,692
現金及び現金同等物の四半期末残高	219,094	401,614

## 【注記事項】

## (継続企業の前提に関する事項)

当社は、過去の決算について平成26年10月29日以降、金融商品取引法違反の嫌疑で証券取引等監視委員会の強制調査を受けております。当社では、その実態調査を進め早期に自主訂正を行うため、平成26年11月7日に第三者委員会を設置し、第三者委員会による調査結果を踏まえ、過年度決算を訂正致しました。当第2四半期連結累計期間においては、重要な営業損失、経常損失を計上し、決算訂正に関連した多額な損失計上もあり、重要な四半期純損失を計上しております。

このような状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社といたしましては、内部管理体制の早期改善と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいり所存であり、当第2四半期連結累計期間に当社第7回新株予約権の発行及び権利行使により調達した2,137百万円の資金により、引き続き事業を推し進めるとともに、業務運営の改善や新規事業計画の見直し、事業の再構築等を検討し、より収益性の高い事業への進出を図ってまいります。

不動産事業につきましては連結子会社である(株)GWリアルエステートM&Aにおいて協力会社との関係をより深め、販売体制の強化を図り、不動産売買による売上拡大を見込んでおります。また、トラベル事業及びアパレル事業につきましては、これまでの継続的かつ安定した取引先に加え、新たな仕入先の開拓や販路拡大を通して利益率の改善を図ってまいります。

しかしながら、現時点ではこれらの計画は途上であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

## (連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日至平成26年12月31日)	
(1)連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間において、GW電力(株)は解散したため連結の範囲から除外しております。 第2四半期連結会計期間において、(株)GW福祉農場および東京電装(株)は株式の売却により連結の範囲から除外しております。 第2四半期連結会計期間に取得した合同会社ベストパワーリアルエステートは支配力基準により実質的に支配していると認められることから、連結の範囲に含めております。
(2)持分法適用の範囲の重要な変更	第2四半期連結会計期間において、当社子会社であった東京電装(株)の株式を売却したことに伴い、東京電装(株)の関連会社である大健電装機電(杭州)有限公司を持分法適用の範囲から除外しております。

## (四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日至平成26年12月31日)	
(税金費用の計算)	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

## (追加情報)

## (課徴金等引当金)

過年度の不適切な会計処理の訂正に伴う課徴金及び調査や監査等にかかる費用の見積り額を計上しております。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	93,530千円	千円

受取手形裏書譲渡高 10,035千円 千円

- 2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。
- 3 発電機売買に関連した取引行為について会計処理を訂正等した結果、発生したものが、以下のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (平成26年12月31日)
その他(流動資産)	80,500千円	
貸倒引当金(流動資産)	80,500千円	
長期未収入金(固定資産)		639,150千円
貸倒引当金(固定資産)		324,150千円
預り金(流動負債)	315,000千円	315,000千円
課徴金等引当金(流動負債)		190,951千円

#### 4 偶発債務

##### 訴訟事件

当社は過去当社の子会社であった(株)インネクストの元株主より同社の粉飾決算に関連し被害を被ったとする損害賠償等の請求を次のとおり東京地方裁判所において訴訟の提起を受けております。当社といたしましては同社の粉飾決算には全く不知で関与等はなく当社が責任を負担することはないと判断しておりこれらの主張に対して係争中です。

当第2四半期連結会計期間末(平成26年12月31日)

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額
株式会社一や	当社 外11名	平成23年11月24日	損害賠償請求事件	61百万円及び遅延利息等
V C 投資事業組合員	当社	平成26年8月1日	不当利得返還請求事件	41百万円及び遅延利息

##### (株)エナリスの当社子会社に対する訴訟について

当社子会社である(株)GW長岡製作所は、(株)エナリスから、平成26年10月30日、東京地方裁判所において、損害賠償(請求額は訴訟物の価額110百万円及びこれに対する平成26年5月17日から支払済みまで、年5%の割合による金員の支払い等)を求める訴訟を提起されました。

本訴訟は、(株)エナリスが(株)GW長岡製作所所有の不動産について東京地方裁判所に不動産仮差押発令の申立を行い、平成26年8月12日、同裁判所より不動産仮差押命令が発令されたが、その後も、(株)GW長岡製作所により任意弁済等の申し出がなされないため、提起されたものです。

(株)GW長岡製作所は、本訴訟に係る請求の原因には理由がないものと考えており、平成26年10月24日付で、(株)エナリスに対し債務不存在確認訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

そして、平成26年12月1日の第1回弁論期日において、両訴訟は同一事案であり、両訴訟を統合することが、時間の制約がある中、効率的に裁判を進めることができるとの裁判所の申し出により、(株)GW長岡製作所及び(株)エナリスの双方の代理人の同意のもと、(株)GW長岡製作所が手続上の理由から、(株)エナリスに対して提起していた訴訟を取り下げ、両訴訟は一つに統合されました。

当企業グループといたしましては、引き続き係争を行い、(株)GW長岡製作所主張の正当性を明らかにしていく所存であります。

#### (四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
役員報酬	28,045千円	39,494千円
給料手当	82,540千円	98,686千円
顧問料	13,247千円	25,673千円
業務委託料	40,344千円	183,155千円
のれん償却額	6,098千円	8,701千円
退職給付費用	568千円	653千円
貸倒引当金繰入額	-千円	133,487千円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の掲記されている科目との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
現金及び預金	280,899千円	449,114千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	61,805千円	47,500千円
現金及び現金同等物	219,094千円	401,614千円

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、四半期純損失を234,016千円計上したこと等により利益剰余金が234,016千円減少し、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ23,638千円増加しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年12月31日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の著しい変動

第1四半期連結累計期間において、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,068,564千円増加しております。

また、平成26年11月1日付で減資を行っております。これにより、資本金の額1,699,458千円のうち1,280,712千円を減少しその他資本剰余金に振り替えております。そして資本準備金及び利益準備金の額をそれぞれ478,106千円及び1,000千円減少して減少する金額をその他資本剰余金及びその他利益剰余金にそれぞれ振り替えております。さらにその他資本剰余金2,106,714千円及びその他利益剰余金101,000千円を繰越利益剰余金に振り替えております。

また、第2四半期連結累計期間において1,401,303千円の四半期純損失を計上したことにより、同額の利益剰余金が減少しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	メーカー	不動産	トラベル	アパレル	計				
売上高									
外部顧客への売上高	570,853	54,474	87,563	211,623	924,514	31,585	956,100	-	956,100
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	18,000	18,000	18,000	-
計	570,853	54,474	87,563	211,623	924,514	49,585	974,100	18,000	956,100
セグメント利益 又は損失( )	18,067	786	6,161	4,584	20,430	1,044	21,475	139,293	160,769

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、「メディカル事業」等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 139,293千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費139,293千円であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「その他」セグメントにおいて、(株)東京マスターズを連結子会社したことにより、当第2四半期連結累計期間において28,351千円のものれんが発生しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	メーカー	不動産	トラベル	アパレル	計				
売上高									
外部顧客への売上高	310,311	165,343	870,122	210,969	1,556,746	47,456	1,604,203		1,604,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高			9,242		9,242	16,800	26,042	26,042	
計	310,311	165,343	879,364	210,969	1,565,989	64,256	1,630,245	26,042	1,604,203
セグメント利益 又は損失( )	58,236	106,675	10,163	93,754	268,830	48,584	317,414	205,512	522,927

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、「メディカル事業」等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 205,512千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費205,512千円であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「メーカー」セグメントにおいて、事業環境及び業績等を勘案して回収可能価額を検討した結果、回収不能額について減損損失(固定資産：105,000千円、のれん：27,364千円)を計上しております。

また、東京電装㈱の売却に伴いのれんが61,594千円減少しております。

3. 当企業グループの報告セグメントは、従来、「メーカー」「アパレル」としておりましたが、前第4四半期連結会計期間より、「メーカー」「不動産」「トラベル」「アパレル」に変更しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間に開示した報告セグメントとは相違しております。



## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額( )	6円44銭	22円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	234,016	1,401,303
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	234,016	1,401,303
普通株式の期中平均株式数(株)	36,321,559	61,679,683
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については1株当たり当期純損失であるため記載を省略しております。
2. 当社は平成25年8月30日開催の取締役会決議及び平成25年9月27日開催の第31回定時株主総会決議により、平成25年10月23日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用致しました。

## (重要な後発事象)

## (1)特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求について

当社は平成27年1月28日付で株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)より、同年1月29日付で「特設注意市場銘柄」に指定されることおよび上場契約違約金の徴求を受けることについて連絡を受けました。

## 1. 特設注意市場銘柄指定の理由

東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「石山Gateway Holdings株式会社(以下「同社」という。)は、2014年12月12日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年12月15日に平成26年6月期第1四半期から平成26年6月期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書等を提出し、同年12月16日に平成26年6月期第1四半期から平成26年6月期までの決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。

これらにより、同社子会社によるバイオディーゼル発電機の仕入・販売取引について、(1)販売先が海外の製造元から同社子会社を経由せずに発電機を直接購入したことを示す売買契約書が存在し、当該書面に基づき通関手続きが処理されていること、(2)同社子会社が当事者となっている売買契約関係書面は売上計上後に作成されていること、及び(3)取引に係る資金決済において、解散状態にある法人の小切手が使用されていることや滞留債権の回収を装うために前代表取締役が自ら販売先関係者へ資金貸付を行っていることが判明しました。その結果、同社が当該取引に係る売上、仕入をすべて取り消した事等により、平成26年6月期の連結決算における各段階利益が赤字に陥り、純資産の90%が減少しております。

当該取引は、前代表取締役を中心として進められていましたが、同社の業績規模からすると多額の取引であるにもかかわらず、取引の実施にあたって同社及び同社子会社の取締役会に付議されなかった結果、前代表取締役の業務執行を牽制する機会を失っていたほか、その後も取締役及び監査役の監視機能が有効に働いていなかったこと、また、当該取引及び同社の売電事業において、契約書等が作成されず、合理性もない支出が複数存在しており、管理部門の業務が適切に行われていないことが認められました。

以上を総合的に勘案すると、同社の内部管理体制等については、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。」

## 2．特設注意市場銘柄指定日

平成27年1月29日（木）

## 3．特設注意市場銘柄指定期間

平成27年1月29日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として、上場廃止となります。ただし、今後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善の見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

## 4．上場契約違約金について

東京証券取引所から、上場契約違約金20百万円の支払いを求められました。

この理由については東京証券取引所から以下の指摘を受けております。なお、上場契約違約金につきましては、第2四半期連結累計期間において、課徴金等引当金に計上し損失処理しております。

「同社は、内部統制の機能不全を原因として投資者の投資判断を大きく誤らせるに十分な規模の決算訂正を行い、さらに、虚偽の決算情報をもとにしたライツ・オフリングを行っています。これらは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

石山Gateway Holdings株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア			
代表社員			
業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
代表社員			
業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印
業務執行社員	公認会計士	吉澤 将弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石山Gateway Holdings株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年7月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、石山Gateway Holdings株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過去の決算について平成26年10月29日以降、金融商品取引法違反の嫌疑で証券取引等監視委員会の強制調査を受けている。また、当第2四半期連結累計期間において、重要な営業損失、経常損失を計上し決算訂正に関連した多額の損失計上もあり重要な四半期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年1月28日に株式会社東京証券取引所より、平成26年1月29日付で「特設注意市場銘柄」に指定され、上場契約違約金の支払いを求められている。

これらの事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。